

休眠預金等のお取り扱いについて

お客様各位

足利小山信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月1日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）に基づき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法に基づき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終移動日等から10年を経過した預金等を行います。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由を行います。

(1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号に基づき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由 預金種類ごとの認可事由は次のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
・当座預金	通帳発行・再発行
・普通預金（総合口座）	通帳発行・再発行、後日記帳、通帳再記帳、通帳繰越 <ご契約内容または情報の変更> 小口自動融資終了、カード再発行、総合口座組入解除、企業内CD契約の終了
・貯蓄預金	通帳発行・再発行、後日記帳、通帳再記帳、通帳繰越 <ご契約内容または情報の変更> カード再発行、企業内CD契約の終了
・納税準備預金	通帳発行・再発行、後日記帳、通帳再記帳、通帳繰越
・通知預金	後日記帳、通帳発行・再発行、証書発行・再発行 <ご契約内容または情報の変更> 解約予定日設定・変更
・積立定期預金 ・新型積立定期預金	後日記帳、通帳発行・再発行、証書発行・再発行 <ご契約内容または情報の変更> 総合口座組入解除
・自動継続期日指定定期預金 ・自動継続自由金利型定期預金（M型）<スーパー定期> ・自動継続自由金利型定期預金（大口定期） ・自動継続変動金利定期預金	後日記帳、定期預金証書の継続履歴記帳、通帳発行・再発行、証書発行・再発行、総合口座担保定期記帳 <ご契約内容または情報の変更> 定期方式変更（証書⇔通帳式） 総合口座組入解除
・期日指定定期預金 ・自由金利型定期預金（M型）<スーパー定期> ・自由金利型定期預金（大口定期） ・変動金利定期預金	通帳発行・再発、証書発行・再発行 <ご契約内容または情の変更> 定期方式変更（証書⇔通帳式）
・定期積金（スーパー積金）	後日記帳、通帳発行・再発行、証書発行・再発行、総合口座担保定期記帳 <ご契約内容または情報の変更> 総合口座組入解除
・全預金種類共通	<ご契約内容または情報の変更> 口座単位の注意コード（紛失・盗難等）の設定・解除